

令和3年度

青森県内部統制評価報告書

# 令和3年度内部統制評価報告書

青森県知事 三村申吾は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

県においては、地方自治法第150条第1項の規定及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「青森県内部統制基本方針」（令和2年3月13日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、評価結果等を踏まえて適切な制度の運用に努めていきます。

## 2 評価手続

県においては、令和3年を評価対象期間とし、令和3年12月31日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

## 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

## 4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年7月25日 青森県知事 三村 申吾